

(公社) 愛知労働基準協会

講習受講規約

※お申込み前に必ずご確認ください。



本規約は、(公社) 愛知労働基準協会(以下、「県協」という。)が実施する講習に適用します。講習への受講を申し込み、県協が正式に受け付けした者(以下「お客様」という。)は、本規約に同意して受講の申し込みを行ったものとみなします。

第1条 適用



講習とは、労働安全衛生法に基づき、会場に集合して受講する①から④の教育を指します。

- ①技能講習 ②特別教育 ③能力向上等教育 ④免許試験等受験準備勉強会

第2条 講習受講時の留意事項

1 県協指示の遵守

講習の受講時において、適切な講習の実施及び講習中の安全確保について県協から指示があった場合には、お客様はこれに従うものとします。

2 厳正な講習時間管理

県協の教育で、前条①②③の教育は法に基づく講習時間を満たすカリキュラムで開催します。
いかなる理由であれ、遅刻や途中で席を外すことは、講習時間を満たさないため、講習を修了できません。
お客様は講習開始時刻を厳守することとします。

3 体調管理

お客様は、講習を受けるにあたり、自己の体調管理に十分注意のうえ、自ら責任をもって受講することとします。

4 講習取得情報の守秘

お客様は、講習中に知り得た県協、他の受講者又は講師に関する情報、講習で使用する配付資料や事例等について、第三者に開示、漏洩、不正に使用しないこととします。
ただし、講師等が事前に承諾したもの及び公知の事実は除かれるものとします。

5 受講票持参

講習の受講票は、原則としてお客様からの受講料の入金が確認できた日以降に配付するものとします。
講習当日は、出欠を記入するため、お客様は必ず受講票を持参することとします。

6 当日受付・本人確認

講習の当日は、毎日の受付時に、県協はお客様が受講者ご本人であることを確認します。
お客様は公的機関発行の顔写真付きの身分証明証や資格証明証（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード等）を提示することとします。

7 修了証

県協は前条①②③の教育の全課程を修了したお客様に修了証を交付します。
氏名欄には住民票に記載の表記で発行します。
なお、通称と旧姓の併記も可能であり、希望されるお客様は申込書の該当欄に記入内容を指示し、併記に必要な添付資料を申込書に添付することとします。

8 録音・録画

県協は、講習の品質向上やお客様の受講状況の確認のため、必要に応じ講習の録音又は録画を行うことがあります。

9 駐車場の事前確認、および喫煙ルール遵守

自家用車で講習会場に行くお客様は、各会場で駐車場の利用が可能か、事前に案内書や県協のホームページで確認して参加することとします。

また、会場では喫煙について講習会場のルールに従うこととします。

第3条 禁止事項



県協は、お客様が次の各号のいずれかに該当又は該当すると判断される行為を禁止します。

お客様が禁止行為を行った場合、県協はお客様に対して、受講の中止や損害賠償請求を含めた法的措置の対応を行うことがあります。

1 情報通信機器の使用

講習における講義・演習及び使用する教材又は動画の全部又は一部について、スマートフォンやスマートウォッチ、スマートグラスなどを用いて、録画、録音、撮影、送信、複製、改変、転載又はSNSへの投稿、その他これに準ずる行為を行うこと。

2 プライバシー侵害

講師、職員等、受講者の肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害すること。

3 迷惑行為

法令等に反する行為、他の受講者の迷惑になる行為、その他講習の運営を妨害する恐れのある行為を行うこと。

4 営利活動

講師、職員等、他の受講者に対し、違法行為の勧誘や助長、宗教、政治活動、マルチ商法等の勧誘をし、又は自己若しくは第三者のための営利活動をすること。

5 なりすまし

お客様以外の者に受講させること（県協に無断で受講者変更を行うこと、なりすまし、複数人等）、その他県協の許可なく受講すること。

6 居眠り・スマホ操作

受講中に居眠りをする、スマートフォン・タブレット等を操作する等、適切に受講していると認められない行為を行うこと。

7 公序良俗違反

犯罪に関連する行為又は公序良俗に反する行為を行うこと。また、反社会的勢力に属し又はこれと関係を持っていること。

8 虚偽記載

受講の申し込みに際し虚偽の事実を記載すること。

9 その他不適切行為

その他、県協又は講師が不適切、迷惑と判断せざるを得ない言動や行為を行うこと。

第4条 免責事項等

1 県協は、次の各号に該当する場合、お客様に事前に通知することなく、講習の変更、中断、制限、終了又はお客様の退席等の措置を講じができるものとします。これによってお客様に生じたあらゆる損害について県協は一切責任を負わないものとします。なお、何らかの理由により県協が責任を負う場合であっても、県協はお客様が支払った受講料を超えて賠償する責任を負わないものとします。

- (1) 火災、落雷、地震、風水害、停電、その他の天災地変により、講習の運営が困難になった場合。
- (2) お客様が前条に定める禁止行為を行った場合。
- (3) その他、やむを得ない事由により、県協が講習の運営が困難と判断した場合。

2 第1項の措置を講じた場合であっても、お客様は講習に係る代金の支払義務を免れません。

第5条 受講料のお支払い

- 1 お客様は、県協または受け付けを担当する各地区協会（以降、地区協）が指定する期日までに、受講料を受付担当した協会が指定する口座に振り込み、又は所定の方法で入金するものとします。
- 2 指定する期日までに入金がない場合は、受講をご遠慮いただく場合があります。
- 3 受講料のお支払いに関わる振込手数料、県協または地区協がお客様からお預かりした受講料をお客様に返金する際の振込手数料は、すべてお客様の負担となります。ただし、県協の責に帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。

第6条 個人情報保護

- 1 県協は、講習に関連して収集したお客様の個人情報について、個人情報保護法及び県協が定める「個人情報の取り扱い」を遵守し、適切に取り扱います。
- 2 お客様は、講習に関連して知り得た個人情報を目的外に使用又は第三者に開示してはならないこととします。

第7条 著作権

-  講習で提供する一切の情報に関する著作権は、県協又は使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。

第8条 協議事項

-  本規約に記載のない事項又は条項の解釈に疑義を生じたときは、県協とお客様が協議し、誠実に対応するものとします。

第9条 管轄裁判所

-  講習の受講に関して紛争が生じた場合は、県協の所在地を管轄する名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は、2024年7月1日から適用する。